氏名 服 部 敦

本論文は 2002 年に導入された規制改革特別区域、いわゆる特区制度に関して、その全体像を明らかにしたのち、地域参加型の政策決定について、一方ではパイロット自治体制度の比較から、政策立案過程のモデルを抽出し、もう一方では地域再生制度との比較から政策調整過程のモデルを抽出し、さらに構造改革特別区域法、いわゆる特区法の構造と全国展開の評価の状況から政策実施過程のモデルを抽出し、それぞれのモデルの適用状況を検証することによって、モデルの効果と課題を明らかにすることを目的としている。さらに、明らかになった課題に基づき、新たな地域参加型の政策決定のための枠組みを構築するための提言を行ったものである。

論文は研究の背景・目的・構成および用語の定義を述べた第 1 章と、政策立案過程、政 策調整過程、政策実施過程というプロセスごとに3つのモデルそれぞれについて考察した 第 2 章,第 3 章,第 4 章、および全体のまとめにあたる終章から成っている。なお、巻末 に試案としての地域力再生法案とその解説が付されている。

第1章では、特区制度について、その構造、成立背景、成立過程と設計意図、実施状況 の推移、制度の見直しの論点が明らかにされている。

続く第2章では、地域参加型の政策立案過程について、パイロット自治体制度の比較に基づき、特区制度が採用したモデルを抽出し、その運用状況に照らした効果と課題を明らかにしている。とりわけ、政策立案のオープン・システムの構築により、特区制度は急速に普及し、政策の提案主体も公共から民間に拡大したが、分野や制度を横断するプロジェクトを推進する機能が次第に低下し、個別の規制改革要望への対応へと制度が偏向していったことを明らかにしている。また、特区制度は政策の提案者とその適用者を分離するモデルをとっており、このことが規制改革の推進と地域づくりの構想との間の乖離となるという問題を生み出したことを指摘している。

第3章では、地域参加型の政策調整過程について、地域再生制度との比較に基づき、特区制度が採用したモデルを抽出し、その効果と課題を明らかにしている。とりわけ、内閣による一元的な調整機能は初期において特に効果的に機能したものの、次第に調整機能が低下していく傾向があることを明らかにしている。また、その後の地域再生制度においては、制度が有効に機能しなかったことを明示している。

第 4 章では、地域参加型の政策実現過程について、特区制度の法構造と全国展開の状況に基づき、モデルの選択が全国展開に与えた影響を明らかにしている。とりわけ、初期の

厳格な評価が、規制の特例措置を急速に全国展開して成果を示したものの、そのことが逆に新たな特例措置を創出する障害となるなどの問題点を指摘している。また、特区制度の特例措置には地方公共団体が事前に関与するタイプと事後に関与するタイプとがあり、前者は全国展開が進んだのに対して、後者は地方分権の推進という別の課題を負ったことを明らかにしている。

終章ではこれら3つの章のまとめを総括し、さらに今後の展開のための提言として筆者が関与した地域再生法の位置づけを示し、その発展的改善案である地域力再生法試案を提言している。

以上、本論文は、特区制度の制度設計からその実施まで全般にわたって政策決定の中枢 にいた行政の実務担当者による総合的かつ客観的な特区制度の評価およびその将来展望に 関する貴重な論考であり、その指摘は実務的でかつ示唆に富んでいるものとして高く評価 できる。

よって本論文は博士(工学)の学位申請論文として合格と認められる。